

類別:機械器具(35)医療用はさみ  
一般医療機器 一般的名称:はさみ(JMDN:35325001)

## DOWELL シザーズ

### 【禁忌・禁止】

- ・本品の使用により感作又はアレルギー反応が起きる可能性があるため、本品の原材料に対して金属アレルギーの既往歴のある患者には使用しないこと。

### 【形状・構造及び原理等】



原材料:ステンレス鋼

### 【使用目的又は効果】

歯科外科手術における縫合糸等の切断に用いる。

### 【使用方法等】

- 1、本品はハンドル部を操作することにより先端部が開閉し、対象物を挟み、閉じることによって組織、布、縫合糸等の切断を行う。
- 2、本品は未滅菌ですので、使用前に必ず洗浄、滅菌を行ってください。

### 【使用上の注意】

- ・本品は、記載の使用目的のみに使用すること。
- ・滅菌を行う際にはヒンジ部分が開いた状態で行うこと。
- ・使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないように、直ちに清浄液等に浸漬すること。
- ・刃が付いているので、誤って手等を切らないように注意すること。
- ・次亜鉛塩素酸ナトリウム等の塩素系消毒剤、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、グルコン酸クロルヘキシジン、超酸化水(超酸性水)等の機能水、家庭用洗剤は、金属腐食を起こす恐れがあるので使用しないこと。
- ・洗浄には、歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
- ・薬液消毒を行う時は、薬剤の添付文書に書かれた使用上の注意を守ること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがあるので、使用する洗浄剤の金属に対する腐食性に注意すること。特に長時間の浸漬は避けること。
- ・消毒を行う時は、グルタール製剤は使用しないこと。
- ・すすぎを十分に行わないと高圧蒸気滅菌により、変色又は腐食する場合がありますので注意すること。
- ・破損、曲り等の原因になり得るので、使用時に必要以上の力を加えないこと。
- ・本品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次加工(改造)することは、折損の原因となるので行わないこと。

- ・長期の使用により、金属疲労や摩擦等の劣化が生じるので、適宜更新すること。
- ・損傷、変形(サビ、表面キズ、曲り)、汚染等のあるものは使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

(保管方法)

- ・保存期間の長短に関わらず、腐食を防ぐために洗浄後乾燥すること。
- ・「もらい錆」を防ぐために、錆びている器具と一緒に保管しないこと。また、化学薬品と一緒に保管・収納しないこと。
- ・本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

### 【保守・点検に係る事項】

- ・使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ・汚染除去のために用いる洗浄剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- ・超音波洗浄器で洗浄する時に、器具同士が接触して損傷することがないように注意すること。また、汚れが落ちやすいようにバスケットなどに収納すること。
- ・洗浄剤の残留が無いように充分すすぎをすること。
- ・洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- ・使用(滅菌)の前に、汚れ、傷、曲り、破損等の異常がないか点検すること。
- ・点検後、高圧蒸気滅菌(121℃で20分)をすること。滅菌のための滅菌バッグ詰め等に当たっては確実に滅菌できるように配慮すること。
- ・金属たわし、クレンザー(磨き粉)等は器具の表面が損傷するので、汚物除去及び洗浄時の使用はしないこと。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名:株式会社岡部

住所:〒815-0041 福岡県福岡市南区野間 4-4-32

電話:092-561-8198

FAX:092-561-8070

製造業者:DOWELL DENTAL PRODUCTS, INC  
ドゥエルデンタルプロダクト社  
(国名:アメリカ)